【規程番号　行法Ⅻ－005】

学校法人行吉学園エネルギー管理規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園（以下「学園」という。）のエネルギー使用の合理化及び温室効果ガスの排出の抑制等の取組のために講ずべき措置に関する基本的な事項を定めることにより、エネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保及び温室効果ガスの排出の抑制等に寄与することを目的とする。

（関係法令等との関係）

第２条　この規程に定めのない事項は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和５４年法律第４９号。以下「省エネ法」という。）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）及びその他の関係法令の定めるところによる。

（適用範囲）

第３条　この規程は、学園の運営に係るエネルギー（電力、燃料）について、当学園が管理でき、かつ影響が生じると思われるものに適用する。

（目標）

第４条　エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位で前年度比１％以上のエネルギー削減を目標とする。

２　エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位は学園全体で消費したエネルギーを延べ床面積で除したものとする。

第２章　エネルギー管理体制

（エネルギー管理統括者）

第５条　学園に、省エネ法第７条の２の規定により、エネルギー管理統括者を置く。

２　エネルギー管理統括者は、理事（事務統括管理者）をもって充てる。

３　エネルギー管理統括者は、学園における次に掲げる業務を統括管理する。

(1) 省エネ法第１４条第１項の規定による中長期的な計画の作成事務に関すること。

(2) エネルギーを消費する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること。

(3) エネルギーの使用の方法の改善及び監視に関すること。

(4) エネルギーの使用の合理化に関する設備の維持及び新設、改造又は撤去に関すること。

(5) エネルギー管理員に対する指導等に関すること。

(6) 省エネ法施行規則（昭和５４年通商産業省令第７４号）第１７条の報告書の作成事

務及び省エネ法第８７条第３項の報告書類の作成事務に関すること。

（エネルギー管理企画推進者）

第６条　学園に、省エネ法第７条の３の規定により、エネルギー管理企画推進者を置く。

２　エネルギー管理企画推進者は、次の各号のいずれかに該当する職員のうちから、理事長が指名する。

（1）経済産業大臣又はその指定する者が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者

（2）エネルギー管理士免状の交付を受けている者

３　エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理統括者を補佐する。

第３章　省エネルギー推進委員会

（省エネルギー推進委員会）

第７条　学園における省エネルギー推進のため、省エネルギー推進委員会（以下「委員会」という。）を設置・運営する。

（構成）

第８条　委員会の構成を以下のとおりとする。

（1）委員長　　理事（事務統括管理者）[エネルギー管理統括者]

（2）委　員　　財務企画部長

（3）事務局　　財務企画部施設管財課

（役割及び責任）

第９条　省エネルギー活動を効果的に実施するため、下記のとおり役割及び責任を定める。

（1）委員長

ア　エネルギー管理統括者と兼任とする。

イ　学園全体の省エネルギー活動推進の責任者とする。

ウ　エネルギー管理企画推進者の任命に関すること。

エ　委員会の開催に関すること。

学園全体のエネルギー使用状況の把握に関すること。

カ　学園全体のエネルギー使用実績と目標の対比に関すること。

キ　学園全体のエネルギー使用状況の問題点抽出と改善検討に関すること。

ク　エネルギー消費設備の維持、新設及び改造又は撤去に関する計画立案に関すること。

ケ　設備管理員に対する省エネルギー活動の教育、訓練、啓発活動に関すること。

コ　設備管理員の省エネルギー活動の実施状況の確認に関すること。

サ　管理標準の更新、履歴管理に関すること。

（2）委員

ア　各キャンパスの省エネルギー推進責任者とする。

イ　各キャンパスにおける省エネルギー計画の策定に関すること。

ウ　各キャンパスのエネルギー消費量の把握、目標との対比に関すること。

エ　各キャンパスでの省エネルギー活動の教育、訓練、啓発活動に関すること。

（3）事務局

ア　委員長の補助業務に関すること。

イ　委員会の事務局業務に関すること。

ウ　エネルギー消費設備の維持、新設及び改造又は撤去に関する計画立案に関すること。

エ　委員を選出していない部分（テナントも含む）における委員の役割に関すること。

オ．管理標準（管理体制）の更新、履歴管理に関すること。

（開催）

第10条　委員会の開催は年１回とし、必要に応じて臨時に開催するものとする。

（審議事項）

第11条　審議事項を下記のとおり定める。

（1）エネルギー管理方針に関すること。

（2）エネルギー管理目標に関すること。

（3）エネルギー管理標準に関すること。

（4）中長期計画に関すること。

（5）エネルギー使用実績と目標の対比及び問題点の抽出と対策の検討に関すること。

（6）省エネルギーに関する設備の改廃に関すること。

（7）省エネルギーに関する啓発活動に関すること。

（8）その他省エネルギーに関し必要なこと。

（決定事項の展開）

第12条　委員会での決定事項に関しては､部局長等会議を通して各部門に展開を行う｡また、部局長等会議からの諮問事項に関しては、委員会で審議、決定を行うものとする。

第４章　エネルギー管理方針の策定

（エネルギー管理方針）

第13条　エネルギー管理方針は、次のとおりとする。

（1）地球環境に配慮し、エネルギー消費の公立的な使用に努め、エネルギー消費の改善を図る。

（2）エネルギーを消費する設備の運転及び保守、点検などに関して、管理標準を設定しこれに準拠した管理を行う。

（3）エネルギー管理体制の充実を図るとともに、設備利用の省エネルギーに関する意識の啓発に努める。

（4）省エネルギー活動に対して継続的改善を図るとともに職場環境の維持・改善に配慮する。

（5）業務の規模及び性質を配慮し、エネルギー管理方針の遂行に関しては柔軟に運用する。

（中長期目標の設定）

第14条　省エネルギー管理に関する３（ないし５）年計画の中長期目標を設定する。目標設定に当たっては、日常管理による省エネルギー活動の抽出及び設備投資を伴う省エネルギー計画の予想効果を算定し費用対効果を検討した上で策定するものとする。

２　省エネルギー管理目標を設定し、又は見直しする時は、以下の項目に配慮する。

（1）省エネ法及び設備管理に関する法律の要求事項。

（2）技術上の選択肢の抽出及び得失の比較検討。

（3）財政上、運用上の及び事業遂行上の要求事項。

（資金及び人材の確保）

第15条　エネルギー管理統括者は、毎年度省エネルギー推進計画を策定し、必要に応じて資金及び人材の確保を図るものとする。

第５章　職員の教育及び訓練

（教育計画）

第16条　教育計画は、エネルギー管理統括者が、次の事項について立案し策定する。

（1）教育計画内容

ア　省エネ法の概要及び同法に定められたエネルギー管理に関する事項。

イ　各キャンパスのエネルギー管理の内容と運用に関する事項。

ウ　事業者全体及びキャンパス別のエネルギー使用状況に関する事項。

エ　日常業務において省エネルギーを図るために留意し実行すべき事項。

オ　省エネルギーに対する改善提案に関する事項。

カ　その他省エネルギーに関する事項。

（2）教育方法

ア　エネルギー管理統括者が立案し策定した教育計画に基づき教育を行う。

イ　掲示、学内報等を利用し、省エネルギーの啓発を行う。

第６章　エネルギー管理標準

（エネルギー管理標準）

第17条　エネルギー管理標準が実情に即して適切、かつ妥当であるように毎年度末に見直しを行い、必要に応じて改定し、継続的な維持改善を図る。

（改廃）

第18条　この規程の改廃は、委員会の意見を聴き、理事（事務統括責任者）が行う。

附　則

この規程は、平成 25 年 3 月 15 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。